

自治コミュニティ施設整備補助金について

対象となる内容	要 件	補助金額（補助率）
新築・改築	床面積が延べ50㎡以上であること	補助対象経費の2分の1以内
増 築	増加する床面積が延べ20㎡以上で既存施設との合計床面積が延べ50㎡以上あること	補助対象経費の2分の1以内
修 理	該当施設の延床面積が50㎡以上で、修理費の総額が20万円以上であること	補助対象経費の2分の1以内
バリアフリー改修	バリアフリーを目的として行う工事であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりの設置 ・ 段差解消、スロープ設置 ・ 滑りにくい床材への変更 ・ 引き戸などへの扉の取り換え ・ 洋式便器への取り換え など （※施設内に限らず、施設入口部分へのスロープの設置等も対象）	補助対象経費の4分の3以内 （90万円を限度）
エアコン設置	エアコンの購入及び設置	補助対象経費の2分の1以内 （50万円を限度）
建設用地の取得	自治会公民館を建設するための用地の取得	建設に必要な最小限の敷地面積取得分の3分の2以内（1,500万円を限度）
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された2階以下の木造建築物	耐震診断にかかる経費の3分の2以内（2万円を限度）
耐震補強工事	上記の耐震診断で上部構造評点が1.0未満とされた木造建築物で、補強後の評点1.0以上かつ診断結果から評点0.3以上加算される工事	補助対象経費の2分の1以内 （200万円を限度）

※ 上記補助金額は、いずれも千円未満の端数を切り捨てます。

※ 国及び県等の補助金、保険、公共事業に伴う建物移転補償等の収入のある場合における補助金額は、補助対象経費から収入金を控除した額を基に算出した金額とします。

<注意事項> 下記の場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 畳の入れ替えや襖の張替え
- ・ 公民館の外フェンスや敷地内の側溝修繕、駐車場整備 など

※なお、その他にも補助対象にならない場合がありますので、ご不明な場合はまちづくり課（24-0108）にご連絡ください。